

平成29年度第1回埼玉県地域福祉推進委員会議事録（概要）

日時：平成29年7月25日（火）

10:00～12:00

会場：埼玉教育会館104

議題 1 「第4期埼玉県地域福祉支援計画」の取組状況について

《事務局》 資料に基づき説明

《猪鼻委員》

「コバトンお達者倶楽部支援事業」は今年度で終了となりますが、継続していただきたい事業であると思うのですが、いかかでしょうか。

《地域包括ケア課》

コバトンお達者倶楽部支援事業は、高齢者が地域に出掛けることをきっかけにして、介護予防、健康増進につなげていくことを目的に始めた事業です。

埼玉県コバトン健康マイレージ制度という別の事業が始まり、その制度と一体にした方が効果的であると判断し、埼玉県コバトン健康マイレージ制度に移行しました。

《尾上委員》

「地域支え合いの仕組み」に、県は取り組んでいると思いますが、いま全県的にはどのような状況でしょうか。

《事務局》

全市町村に地域の支え合いの仕組みが構築されております。

《尾上委員》

「地域支え合いの仕組み」は商店街の商品券を活用している例もあったと思いますが、私の関わる団体では地域通貨を活用しようと考えていました。

しかし、最近は多くのスーパーでセルフレジを導入しており、現金をレジに自分で入金する仕組みとなっているので、地域通貨はあまり歓迎されないようです。

県もそうした状況を理解いただければと思います。

大きなスーパーなら店員も多いので対応も可能ですが、小規模なスー

パーの場合は、地域通貨などによる対応が難しい状況もあるようです。

《松尾委員》

私の活動している地域のスーパーや商店会では、そんな先進的なレジを導入している店はないのであまり問題は出てないですが、状況としては理解できます。

《事務局》

いろいろ時代が変わってきているようなお話をお伺いしたので、事業を担当している課に、そうした状況もあることをお伝えしたいと思います。

《飯村委員長》

地域通貨の取組は、制度をつくった当初は有効な仕組みであったとは思いますが、時代の変化にも対応して、検討いただければと思います。

《中島委員》

第4期埼玉県地域福祉支援計画（以下「第4期県計画」という。）の関連事業における進捗の評価について、ほぼ全てオール「A」ですが、順調に進捗しているという評価について事務局としてはどのように判断しているのか、コメントをお願いします。

《事務局》

進捗の評価につきましては、各事業を計画どおりに進めていただいたということにより、評価「A」であると判断しています。

今回から評価の理由を各事業に記載したところです。

今後は、事業を行った結果地域福祉の推進にどのように貢献したのかなど質的な面も、全事業は難しいと思いますが、評価として検討していきたいと考えております。

《中島委員》

委託訓練事業費など、いくつか「B」評価もありますが、その理由はどのようなことでしょうか。

《事務局》

まず「委託訓練事業費」ですが、目標の養成人数を掲げていましたが、その目標に達成しなかったということで「B」という評価となっています。

次に、「介護人材バンク事業」ですが、マッチング件数が11件にとどまったということで、「B」という評価となっています。

もう一つ、「公営住宅建設事業費」ですが、平成28年度は諸事情により工事が遅れたということで、「B」という評価となっています。

《飯村委員長》

中島委員からご指摘がありましたように、非常に評価については難しい面がありますが、単に達成が件数的にできたかどうかだけでは、評価は難しいところです。

特に、地域福祉は非常に地道で、目標値・数値が見えにくい点もありますので、評価につきましては、引き続き質的な部分を少しでも見えるように検討いただきたいと思います。

これは県民の皆さまにもフィードバックをするので、そういう意味では重要な観点かと思えますので、その辺りのアイデアをぜひ現場の方からも提供いただければと思います。

《事務局》

「地域福祉計画」を全市町村で策定を進めるという数値目標を設定しています。現在春日部市、宮代町、蕨市が未策定であり、県では昨年直接市町村に訪問や意見交換により策定を働きかけたところでございます。

平成30年4月1日施行の改正社会福祉法で、市町村地域福祉計画の策定が努力義務になりましたので、今後も引き続き働き掛けていきたいと考えております。

《飯村委員長》

まさに県が策定を支援をするということなので、もし計画策定に当たって幾つか課題があるとすると、そのあたりを明らかにしてサポートすると良いかと思えます。

《中島委員》

第4期県計画は、地域包括ケアシステムと地域福祉を一体的に統合して方向性を出していくというのが、重要なポイントだと思います。

その埼玉県が先取りした方向性というのは、この3年間で実現できたのかなど、コメントがあればお願いします。

《猪鼻委員》

地域包括ケアシステムを、第4期県計画ではかなり意識をし、それを県の縦割りではなく全ての分野に応用して、横串を刺していくことが非常に有効であると考え、そこはかなり力を入れました。

第4期県計画の進捗の中で、生活支援コーディネーターが全市町村に配置をされていると報告されていますが、そこが重点的なところであると思っています。

生活支援コーディネーターが、フォーマル、インフォーマルをつなぎ、高齢者だけではなく、障害者あるいは子どもなど、いろいろなところをつなぐという役割を意識した人たちを養成できているのか、単に配置したと

いうのでは、難しいと危惧しています。

中島委員がまた第5期埼玉県地域福祉支援計画（以下「第5期県計画という。）の作業部会長ですので、そのあたりは意識していると思いますが、計画が単に計画で終わってはいけないと思うので、進捗が全てほとんど「A」というのは素晴らしいのですが、数値だけでは見えてこない、丁寧なモニタリングが必要であると感じています。

《松尾委員》

ただいまの意見、まったく同感で私の活動する日進地区での事例を言いますと、地域包括支援センターが連携が不十分と感じてる商店会、自治会あるいはNPOについて、地域のどこにあるかが分かりませんという相談があります。そこが分かってないので、つなぎようがないということです。

たまたま日進の地区は今年8月6日、7日に七夕祭りでいま準備の真っ最中ですが、そこに地域包括支援センターも参加し、そこには自治会や商店会もいるので、そうした場を活用してお互いが知り合えるということもあります。

例えば地域包括支援センターで介護者の集いを実施したいが、商店会の施設を利用したいなどの話ができたりします。

そういう人・団体とのつながりができやすいように、例えば地域包括支援センターがそうした地域の支援団体に対するアプローチができるような仕組みがあれば良いと思います。

そうしたつながりの中から、例えば七夕のときには、シルバーの方や、建設組合などがお手伝いに来られます。今年は学生たちも来るというように広がっていくと思います。

また地域通貨の導入についても最終的にどこが責任を持つのかがネックになっています。そうした点を市町村社会福祉協議会と連携して、責任の所在をしっかりとできるといいとは思っています。

つまり、例えば地域のお祭りに地域包括支援センターや生活支援コーディネーターの方々に参加してもらって、地域のお祭りにはだいたい地域の顔役がいるので、そうした機会をうまくとらえて、連携できればうまくいくことも多いと思うので、そうしたアプローチもあると思います。

《飯村委員長》

さまざまな地域の状況があるかと思いますが、県計画の中で好事例のようなものを紹介していくことで、地域のヒントになるようなこともあろうかと思っています。そうしたことを取り上げて頂ければと思います。

《尾上委員》

関連しての情報提供ですが、私どもはURの賃貸住宅で活動していますが、URが全国100の団地を医療福祉拠点、特に高齢化の進んだ団地を

中心に整備を進めるという取組があります。

まだ全部には配置してはいませんが、生活と行政との関わりや地域との関わりをコーディネートする「生活支援アドバイザー」の配置を進めています。

まだ配置して2年目ではありますが、埼玉は公団住宅が結構ありますから、古い団地にはだいたい、生活支援アドバイザーが配置されるということをご紹介しておきます。

合わせて、いま「健康長寿サポート住宅」という高齢者が安全に住み続けられるように、設備などの面でさまざまな配慮がおこなわれた賃貸住宅があり、空き室がでるとそこを改装して、浴槽の下から温風が出て冬寒くないようにする、玄関を開けると自動的に電気がつくなど、そうしたサービスをいま始めています。

こうしたサービスが公団住宅で始まっているということをご紹介しておきます。

《飯村委員長》

地域でさまざまな人材が新しい施策も含めて活動されており、例えば生活支援コーディネーターや、市町村社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー、あるいはいまご紹介いただきましたアドバイザー、もちろん民生委員・児童委員の方々もいて、このような方々をどうコーディネートしていくか、それぞれの地域の中で、非常に問題になってくるかと思えます。

《石川副委員長》

飯村委員長がおっしゃるようにコーディネーターという言葉が非常に多く、先程猪鼻委員が言った全部の市町村に生活支援コーディネーターの配置が進んだことについて、第1層（市町村圏域）に1人置いたということだと思いますが、1人の人間では限界もあり、質のレベルの話もありますが、どこまで地域のそれぞれの課題に関わっているかという温度差があると思えます。

地域福祉を推進するために、いろいろ中心となる人材を育成し、配置をするという流れは間違っていないとは思いますが、そのような方々をどこら辺のレベルまで、例えば2層までのレベルまで配置するのか、また、自治会あるいは既存の組織とどう関わっていくのか、これが問われていくと思えます。

それができて初めて、いわゆる本当の意味で地域包括ケアシステムが地域では充実したと言われるようになっていきたいと思いますので、これからはそうした点も意識する必要があるかと思えます。

《猪鼻委員》

石川副委員長がおっしゃったことは、本当にそのとおりだなと思います。実は生活支援コーディネーターを役職的にになった人もいたり、また生活困窮者制度でも地域のコーディネーターがいたりして、いろいろな制度でコーディネーター、委員、相談員などが配置されていますが、ネットワークができていない状況もあります。制度によって細分化してしまっていて、自分たちで何とかつながろうと努力をされていると思いますが、一緒に課題を考えていこうという地域づくりに、まだ発展してないという印象があります。

生活支援コーディネーターがその中心を担っていくべきであると思いますが、人材をどう養成していくのか。しかし1人のスーパーマンでできるものではないと思うので、そういう素地を地域の中で、どう構築するのかというところに、少し力を入れていかないといけないと思います。

《飯村委員長》

圏域などを意識しながら、人材の質を担保していくか、あるいは地域ごとにさまざまな人たちのネットワークをどう築くかは課題によって、かなり異なると思います。そうしたことを議論するというのも当委員会にはあると思いますので、その辺りは少し意識をして進めていきたいと思います。

《中島委員》

県内には高齢化率が10%台の戸田市、朝霞市、和光市という地域から30%を超える秩父地域など非常に地域特性があります。したがって、人材の配置等についても相当違いがあります。格差とは言いません。違いがあります。それを地域福祉支援計画の広域の視点から、どうその違いをサポートできるのかという課題があります。

地域福祉の主体は市町村の地域福祉計画ではありますが、それをいかに広域の観点からサポートできるのかという議論はとても大事で、どうしても地域によって状況の差ができます。なかなか取組が難しい地域に対して、それをどのように広域で応援できるかなどの観点から、第5期県計画を考える必要があります。

《飯村委員長》

地域や実情に応じたバリエーションがあってもいいと感じています。県の中で1つという話ではなくて、さまざまな資源の配置や地域性みたいなものも分析をしながらという観点でいいかと思います。

《猪鼻委員》

先週末ですか、地域リハの研究大会がありました。いま埼玉県では広域

連携としての地域リハビリテーション・ケアサポートセンターという取組をしており、専門職が介護予防や地域リハビリの視点を持って、全県的に市町村を支援していくものです。広域の支援センターをつくってアドバイザーを置きます。

県内は高齢化率だけではなくて、人口構成や社会資源の内容が全く違いますので、その地域のアセスメント、地域診断をしながらでないといけないと思いますが、地域リハと同じような、地域福祉に関するアドバイザーなどを置いたら、具体的に進めていくのに相談ができるので、そうしたシステムを考えていく必要があると思います。

《飯村委員長》

非常に斬新なアイデアの1つかと思いますので、ぜひ作業部会のほうで、意見を出していただけるかと思います。

《田中委員》

地域福祉というのは、公助・共助・自助であると思います。支え合いというのは地域の人たちを幸せにしていくということだと思います。

障害を持っている人たちに対しては、例えば自然災害、東日本大震災や熊本地震など、障害を持っている人たちが、そのときにどのように避難をしていたのかということが気にかかります。

おそらく指定された小学校などの第一次避難所に避難するということになると思いますが、それぞれ障害の状況や程度によって、薬や必要な措置を講じないと命に関わってくることも考えられます。

高齢者もそうですが、ハンディーを持った人たちに対して、きめ細かな避難誘導、必要な措置を講じていただくということが重要です。

埼玉県地域福祉計画の中で市町村に、そのような配慮をしていただけるような内容を盛り込んでいただきたいと思います。

《中島委員》

障害がある人について残念ながらその死亡率は、一般の方に対して東日本大震災では2倍、宮城県では4倍です。それだけ障害のある方は、被災された場合にお亡くなりになる確率が、どうしても高くなってしまっています。残念ながら現実の数字がありますから、そういう意味では、しっかりとサポート体制をつくるかというのは、とても大事なテーマだと思います。

《飯村委員長》

災害はいつ起こるか分からないので、日ごろから地域の関係性がないと、対応が難しい状況になる恐れもありますので、第5期県計画の中では、避難の際の地域での関係性について検討いただきたいと思います。

《松尾委員》

福祉避難所の問題ですが、災害時に対応できるNPOの連絡会議が熊本でできたので、埼玉でもつくろうという会合が先般ありました。

また実は杉戸で私たちが広域的地域連携の避難訓練を4回実施し、今年度は福祉避難所の訓練も予定しています。

東日本大震災の経験がある家族や、障害者福祉をやられている方、大学の先生などにもアドバイスをいただきながら、アイデアをいただき、地域が被災したときには、どうすべきかを想定して、各NPOがどう支援していくかなどを計画をしているところです。

また、生活支援コーディネーターが各市町村に配置されていますが、その人を支える人たちが周りにいないと難しいという気がします。

その周りを支える人は、有償ボランティアで対応できればいいと思います。例えば自治会の中に自主防災組織がありますから、そのリーダーなどと連携し、相談に行かれたらどの地域のどういう人が困っているかなどを把握し、自治会、商店会、NPOでもいいと思いますが、こういうことについてお手伝いできますよと紹介すると良いと思います。

地域に資源がないなら有償ボランティアを育成し、予算を付けなくても意識的に支援してくれる方はいると思います。

生活支援コーディネーターを認定しましたと、その人たちが頑張ってくださいというのでは、困ってしまいます。

《飯村委員長》

様々な方の支えがないとコーディネーターだけでは難しいということですが、仕組みやプロセスなどを評価したり、資源を提供していくところが、重要であると感じました。

《尾上委員》

松尾委員の内容、大変私賛成です。私は恒常的にやる仕事のボランティアの場合、有償にすべきだと思いますが、その財源の確保が難しいという現状があります。

その財源をどうやっていくか、あるいは補助金を確保するということになりますが、補助金は制限があったり難しいものですから、別の財源を確保しないと厳しい状況です。

それから生活支援コーディネーターについては、上尾の場合は、いま市社会福祉協議会に支部が12あり、その12の支部に1人ずつ配置することとなっています。

ところが、約1万3千世帯いる大きな支部に1人の配置のところがある一方、最小の支部の場合は1600世帯に1人の配置です。

小さな支部に配置されたコーディネーターは、自治会等とタイアップしてさまざまな活動ができ、支援体制が取れるわけですが、世帯が多い支部

の生活支援コーディネーターは、担当地域内に自治会が複数あるなどなかなか難しい状況もあります。

また、地域のNPOを支援するということがあります。往々にしてNPOの活動自体が、地域住民の自治組織、自治会などとどう連携できていけるのか。そうした連携もある面では地域包括ケアシステムだということになると思いますが、それをどう地域の中に、実質的に動ける組織として連携していくかが重要で、生活支援コーディネーターが1人いますというだけで終わってしまっていると感じています。

《飯村委員長》

専門職とそれからボランティアに動く、あるいは地域住民の方たちが自発的に動いてくださるところの役割などについて、議論いただけたかと思えます。

議題 2 社会福祉法の改正について

《松尾委員》

厚生労働省で社会福祉法の改正に伴い市町村のモデル事業を実施しているということですが、今年度は実施団体が決まっているのですか。

《事務局》

平成29年度は狭山市と鳩山町で取組を予定しています。

鳩山町は埼玉県で高齢化が1番高いということでコンパクトシティー的なところを目指しておりまして、そういった観点から地域づくりを進める取組とお伺いしております。

狭山市は、縦割りではない総合相談支援体制を構築したいということで以前から先進事例を参考にしながら検討されていましたが、今回国のモデル事業があったので、取組をいただくということです。

《尾上委員》

県から見て、この社会福祉法の改正により、世の中どう変わると思われますか。

《事務局》

現在まで県では、縦割りを排した総合相談支援体制について御提案させていただいたのですが、なかなか市町村の現場として難しいところもあったと思います。

しかし法律ができたことによって、縦割りで高齢、障害、子どもなど公的サービスを実施し、もちろんそれは良いところもあったと思いますが、これから人口が減り、支え手も減ることが見込まれる中で、包括的・全体

を見るような体制というのはこれから求められていくのではないかと考えております。

ただ、すぐできるというものでもないと思いますので、着実にやっていければいいと考えております。

《石川副委員長》

この地域包括ケアシステム、あるいは福祉の提供体制を見直して、横串を刺して、一括で全てができるようにしていくという方針は、非常にいいことだろうと思います。地域包括ケアシステムの話が最初に聞いたとき、私は保健医療部にいたものですから、医療と介護を一緒にして、できるだけ効率的・一体的に提供していくということは、非常にいいことであると思いました。

でも、患者側あるいはサービスを受ける側から見れば、そのとおりですが、提供する側からは予算を減らすあるいは高齢者が増加する中で、効率的に保険や医療のサービスを提供しないと財政的に厳しい状況になる。

当初、地域包括ケアシステムは高齢者が急増する、いわゆる団塊の世代の人たちが75歳以上になる平成37年（2025年）にむけて構築するということを言っていたと思います。

しかし、急にここに来て、国は地域包括ケアシステムを高齢者だけでなく、障害者や子どももみんな含めて、地域共生社会をつくると言いだしました。たしかに高齢者だけの問題ではないと思います。

しかし、役所の論理でさまざまな課題を一つにまとめ、うまく予算を削っていくことをします。そういう悪い風潮もあるものですから、意見としては、地域共生社会に向かう方向性は私自身も正しいと思いますが、それが単に効率化のためではなく、サービスを受ける側にとっても非常にいいですし、それを支える人たちの生きがいなどにもつなげていくような点を忘れないで進めて頂きたいと思います。

《中島委員》

この議論は政策的な議論でやると危険です。政策的に上からの議論でやると、コストカットの議論に見えますが、生活の視点、個別ケースから見ると、なぜ総合相談体制を構築しないといけなかが見えてきます。

従来の高齢、障害、児童という縦割りで問題解決が難しくなってきたから、議論になったわけであり効率的になってコストがカットできる方向になるとこの議論は非常に危険です。

全くそんな観点ではないです。もちろんコスト意識がゼロということではありません。1人で1人を支える社会に日本はなっているので、コスト意識が全くないということはありません。話を少し整理すると、第4期県計画で、すでに総合相談支援体制のイメージをすでに提案いただいて、県は自治体に対して総合相談窓口をつくってください、しかし窓口

だけ総合化してもそこがパンクしてしまうので、さまざまな会議が一緒になって取り組めるように、さまざまな機関が協力しながらできるようにと提案しました。

総合相談の担当者が市の相談ケースを何千件も抱えて、つぶれましたというような総合相談体制を構築しても駄目なので、地域包括支援センター、生活困窮者、障害者の相談機関などが一緒になって議論できるような、そういう体制をつくりましょうというのが第4期県計画の内容で、今回の社会福祉法の改正も、それに非常に近い考え方だということなんです。

ただそれが、今までなかなかできてなかった。必要だといっているながら構築が難しかったという面がありました。今回そのような内容が社会福祉法に位置づけられたことです。法改正により市町村は包括的な支援体制を市町村地域福祉計画に盛り込まないといけなくなりました。これは行政的なインパクトが全然違います。やったほうがいいよという話から、やるよう努めるというのでは、インパクトが全然違います。そこが今回の社会福祉法改正の大きなポイントかと思えます。

《飯村委員長》

法改正ということをおある意味では契機として、1人のスーパーマンで解決ができるという話ではないわけですが、解決のところまで問題を受け止めながら、どういうバリエーションがあるかなどの内容を盛り込むことではないかと認識できたと思えます。

議題 3 第5期埼玉県地域福祉支援計画について

《飯村委員長》

現在第5期県計画の作業部会長である中島委員に、第5期県計画の検討状況について御報告をお願いします。

《中島委員》

第1に、地域福祉は行政だけではできません。ボランティアをはじめ、住民、企業、さまざまな立場の人たちが取り組むことによってできるということになりますので、さまざまな立場からご発言いただければと思います。

なぜこうしたことを申し上げるかということ、地域福祉を見渡しても幅広なものですから、どこで自分は意見を言えいいのか戸惑われていることもあるかもしれないですが、ぜひお気づきになったところで、一番関われる点について、ご意見いただければと思います。

今回の作業部会における検討のポイントは、社会福祉法の改正によって児童分野の内容を入れないといけないということです。都道府県地域福祉

支援計画では高齢分野や障害分野はある程度カバーしてましたが、児童分野については、別枠でつくる計画が全国各地多い状況です。

第4期県計画については、児童分野の内容が今回の法改正に照らすと少し弱いので、それを入れないといけない。

さらには、今までの福祉の対象と思われた人以外のテーマがどんどん出てきている。例えば30代、40代、50代の人々が福祉の対象となるとは、従来思われてきませんでした。

それが、福祉の対象となりつつあり、現行の制度や相談体制では対応が難しい場合もあり、だから「我が事・丸ごと」・「世帯丸ごと」なんです。

そのような観点からいうと、まず、子ども、ひとり親家庭あるいは多子世帯の問題をどう第5期県計画に盛り込んでいくのか。「環境づくり」に「子どもの貧困に対する取組の強化」を新たに位置づけましたが、そうしたところが1つ重要なポイントになります。

それからもう1つは、例えば「環境づくり」に「住宅確保要配慮者」という施策があります。なぜ住宅問題と福祉かと思うかもしれませんが、地域包括ケアシステムの定義の最初は、まず「住む」ところが確保されることが記載されています。「住まい」がないと在宅での生活は始まりません。

ところが住むところが確保できない高齢者、住むところが見つからない障害者、安い家賃のところが見つからないひとり親家庭、そうした人たちの住宅をどう確保していくのか、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正になりましたので、それを新たに位置づけることとしました。

それから1つ「基盤づくり」の点で申し上げますと、権利擁護体制の充実を今後重要なテーマにしていかないといけないと議論しています。

これは高齢者、障害者の区分は関係ないですので、横串で議論をしないといけない。具体的には認知症の高齢者が増えていく等々の問題を考えると、その体制づくりをどうするかということは、地域福祉支援計画の大きな一つの役割ではないかと感じています。これは高齢者、障害者、児童の分野別計画だけでは、なかなか難しいところになりますので、こうした点も議論しないといけないと思っています。

第5期県計画は行政計画ですので、行政の役割が目立ちますが、さまざまな方に関わっていただきながら、地域福祉を実現していくのかということが1つのポイントになります。

さらに大きな主題として、市町村の包括的な相談支援体制、つまり総合相談の仕組みの構築があります。「基盤づくり」の一番上です。市町村における総合相談の仕組みを埼玉県内の63市町村に県としてどうアイデアを示していくか。今後は現実に構築しないといけないので、そのイメージ図を幾つかつくって議論しています。

地域包括支援センターを総合化するやり方もあります。制度上は高齢者の総合相談となっていますが、実態は障害者・児童に関わる分野の相談に

応じていただいていることも多いので、地域包括支援センターが総合化されるという方式を検討している自治体もあります。

あるいは、制度別に会議体、協議体が構築されていますが、一緒になって総合的な体制を構築するという形式も考えられます。多方面にわたって議論しておりますので、意見をいただければと思います。

ただ県の地域福祉支援計画は先ほど申しましたように、市町村地域福祉計画を支援する計画ですので、主体は市町村です。

そういった観点に立って、どう埼玉県としては応援・支援できるのか、あるいは単独の自治体では難しいが県の支援があればできるという自治体もあると思います。それをどのように県が支援するかという観点に立って、どんな計画を策定できるのかが大事であると思っています。

第4期県計画の作業部会の方々とも意見交換させていただきましたが、県内でいい実践をやっているコラムを載せたりして、県内ではいい実践がありますというのを、具体的にお示しをしていきたいと思っています。

今回の社会福祉法改正のイメージ図は大きいものですから、絵に描いた餅になりがちですが、いかに現実的なものにするかというのが最終的な目標になります。

《木村委員》

私は埼玉ホームスタート推進協議会の所属ですが、現在児童から高齢者までの施設を有する法人の中で、地域福祉主任という職名で地域子育て支援拠点事業を担当しております。時代の流れの中で子育てにおける地域支援の必要性を感じてきました。先ほど埼玉県は核家族率が全国2位だというお話がありました。様々な意味での孤立感を生む子育て家庭の方も抱えている現状があります。孤立というのは高齢者の方だけに限らないということです。

また、資料の中に児童に関する項目もいくつかありますが、実際、実践現場の中で、計画の中にあるような視点が十分にいかされてきていただろうかということを考えていました。実践現場に関わる一人ひとりが地域福祉という大きな枠の中で活動しているという広い視点を持って、今の自分たちの仕事を見直していくことが大切です。そして、教育・福祉・保健など様々な分野がありますが、縦割りの中で機能しにくいものもあると感じています。今回包括的な総合相談体制を構築していくというお話がありました。それらをどのように具現化していくかが非常に重要なところではないでしょうか。

《吉野委員》

先ほどからさまざまな方々の課題をこの地域福祉という中で扱うということで議論について、先ほど中島委員のほうからお話がありましたとおり、1つ1つの世帯のニーズから地域福祉が組み立てられるという説明の中で、

市役所の中はそれぞれの課がそれぞれ仕事をきちんとやっているのですが、横の連携や包括的な関わりという意識がどうしても、職員の中にはなくて、自分の範囲の中の仕事で収めるという毎日が現在も続いています。

この「包括的」という意味を1人1人の職員がきちんと意識しながら、いまの仕事をこなしていくということで地域の福祉が向上するということにつながるのだと感じました。

児童あるいは低所得者の支援などそれぞれ関連づけた支援が必要となるものですので、1つの課だけでなく連携して仕事をしていくという意識を日高市は特にそうすけどもきちんと持っていき、そうした意識や社会の大きな流れを職員が理解して仕事をしていくということが大事であるということを感じました。

《山口委員》

特別養護老人ホームにいと、地域福祉についてはなかなか現状が分からないというところもあります。

《関根委員》

今日皆さんのお話聞いていると、やはり地域差、あるいは状況の違いというのがかなりあるように思いました。その中で必要な対策あるいは事業がかなり異なるのではないかという感じがしています。

この中の結果として、進捗として順調ということになっていると思いますが、それが例えばA市ではどのように効果があったのか、B市では効果がなかったなど、そうした視点をもって次の事業・対策を展開していかないと、これだけの予算も付いていますので、必要な事業に集中するということも必要なのかなと思います。

画一的にならない、地域の状況に合わせた事業・対策が打てると良いのではないかと思います。きめ細かな、状況に合わせた支援をしなければいけないと感じています。

《細淵委員》

私はこの10年間に身内を4人看取りまして、最高齢が100歳の母でした。行政機関のお世話にとってもなりまして、いままで全部他人ごとだったことが自分ごとになって関わることは難しいというのを感じながら、日々過ごしていました。

私は皆さんのように肩書きはありませんが、市民・県民という肩書きがあります。市民が一番の主役だと思います。そういう方たちの中で、高齢者の方、認知症の方、心を病んでる方、お体が不自由な方、そういう方たちはなかなか声を出せない方がいると思います。一般市民として、感じたことを少しでも、この場で発言させていただけたらいいと思って参加させていただいています。

《吉田委員》

民生委員として地域の見守りをしており、いつも高齢者の方や、いろいろな人と接しています。災害が発生した場合、私の地域でSOSを希望している人が10人近くいます。でも1人で10人を担当するのは難しいのが現状です。

そうすると民生委員が、1人で4～5人の避難行動要支援者名簿に掲載されている人を抱えているときに、地域の人、町内会の人、隣近所の人たちと一緒に支える仕組みを構築しないと、命は助けられないとつくづく感じておりました。

それで、まず町内会の会長と頻繁に接するなど、町内会と民生委員が情報交換を密にする必要があります。それから、地域でも母子推進委員もいらっしゃいます。その人たちはいつも子どものことを見てくださっているから、その人たちとも関わりをしましょうということで、さまざまな横の関係を少しずつ広めていこうと思います。

《飯村委員長》

先ほど中島委員からも説明ありました第5期県計画の柱立て等につきまして、ご意見・ご質問がありましたら、お伺いしておきたいと思います。

《尾上委員》

「住宅確保要配慮者に必要な住宅の確保に関する環境づくり」というのがありますが、この項目が入って大変よかったと思っています。

私は公団住宅に住んでいます。全国公団住宅自治会協議会という全国組織と連携していろいろな活動しています。そこではもう10年以上前から、「住まいは福祉」をスローガンにいろいろな運動をしています。

なぜこんなスローガンを掲げたかという、日本の住宅政策は大変後進的、貧困だと思っていまして、持ち家中心主義となっています。

それですでにだいぶ前から、新規の公団賃貸住宅は建てませんということになっており、古い住宅を建て直してストック解消、再生を進めています。そのため、高齢者、特に単身高齢者が住宅に非常に困っているという事実があります。

私どもの団地の高齢化率は44%強ですが、高齢者が増加する理由は何かという、当然今住んでいる人が年を取るといってもありますが、高齢者が賃貸住宅に入居できるのが公営住宅、公団住宅しかないという現状があり、その結果、高齢化率が上がる状況になっています。

また、公団住宅にいる高齢者のほとんどが年金生活ですから、低所得層といえる人たちです。公団住宅の家賃も古い団地は民間賃貸住宅と比べて相対的には安いこともあり、本来公営住宅に入れる人たちが、いま公団住宅にいる現状があります。公団住宅が公営住宅化しているのが現状です。

したがって、そのためにURが健康長寿住宅や生活支援アドバイザーの設置などの取組を شدしたところです。第5期県計画にぜひ住宅政策を充実するような取組をいれていただきたいと思います。

《田中委員》

第5期県計画は、大変いい項目でよろしいかと思います。

第5期の計画では、特に「障害者差別解消の取組の推進」という新たな項目が出てきておりますので、計画の中でしっかり取組んでいただきたいと思います。

障害者差別解消法が施行されたこの1年を振りかえってみますと、差別解消と合理的配慮とは、合理的配慮がなされることによって差別解消があるのだと思います。合理的配慮、差別解消を社会の地域の隅々まで浸透させなければなりません。

地域包括ケアシステムについてですが、地域で一人も取り残さないような地域包括支援体制の構築が大事だと思います。

《飯村委員長》

ともに生きる共生社会というような話ということで、その辺りをまとめて第5期県計画にしていきたいと思います。

ご意見ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。